平成２４年（フ）第４１４号
大津市平津１丁目７番12号　ハイツ水波105号、前住所大津市瀬田四丁目431番地の88
債務者　大平日出男
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９６３号
福岡市博多区美野島２丁目31番14―407号
債務者　濱田　大介
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３１号
福岡市早良区小田部７丁目４番１―203号
債務者　平野　ゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７３号
福岡県大野城市上大利２丁目13番23号コーポヒルズ103号
債務者　播磨　和久
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３５号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目８番１号　エトランゼ宮本Ⅰ―25号
債務者　佐藤　貴雄（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３８号
福岡市南区的場２丁目40番１―301号
債務者　松原　輝也
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３８号
福岡市東区原田２丁目15番31号
債務者　前田久美子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８９３号
福岡県糟屋郡新宮町大字原上1618番地１
債務者　國吉　昌巳
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９２３号
福岡市博多区上牟田１丁目24番30―602号
債務者　吉村　和也
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９２４号
福岡市博多区上牟田１丁目24番30―602号
債務者　吉村　祐子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３０号
鹿児島県姶良市加治木町木田1064番地幸和寮208号
債務者　今村　節子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９５１号
福岡市南区井尻２丁目９番41号
債務者　甲斐　政幸
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７４号
福岡市中央区港３丁目５番７―303号
債務者　日出間律子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０００号
福岡市博多区金の隈３丁目21番35号
債務者　大西　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１６号
福岡市博多区麦野３丁目15番16―203号
債務者　沖　　久子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４１号
福岡市東区原田１丁目７番６号
債務者　山口健一郎
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５５号
福岡市西区姪浜駅南４丁目15番38―305号
債務者　村上　久美（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０６２号
福岡市東区松島１丁目２番23―1002号
債務者　小野　敬文
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部